

第 26 標準処理期間

申請に対する標準処理期間は次表のとおりとする。

区分	許認可等の種類	根 拠 条 文	標準処理期間	
1	危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認	消防法第 10 条第 1 項	5 日	
2	危険物施設の設置・変更許可	消防法第 11 条第 1 項	設置許可	21 日
			変更許可	14 日
3	危険物施設の完成検査	消防法第 11 条第 5 項	7 日	
4	危険物施設の仮使用承認	消防法第 11 条第 5 項	14 日	
5	危険物施設の完成検査前検査	消防法第 11 条の 2 第 1 項	5 日	
6	予防規程の認可、変更認可	消防法第 14 条の 2 第 1 項	7 日	
7	完成検査済証の再交付	危険物の規制に関する政令第 8 条第 4 項	5 日	

備考 1 次に掲げる日及び期間は、標準処理期間には含まないものとする。

(1) 太田市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日

(2) 書類の補正に要する期間

2 危険物施設の完成検査、危険物施設の完成検査前検査については、申請があった日から検査を行う日の前日までの期間は、標準処理期間には含まないものとする。